

介護の歴史

■ 「介護」

家庭、地域、施設など様々な場所において営まれている日常的な対人援助行為

家族による「介護」・・・ 自助(愛情)

近隣・ボランティアによる「介護」・・・ 共助(友愛)

政府・自治体による「介護」・・・ 公助(平等)

市場による「介護」・・・ 貨幣交換(自由)

→ 同じく「介護」という用語で呼ばれているという特殊性がある

1 古代から中世の介護

■ 人が介護を必要とするのは、病気や障害によって一時的または長期的に「身の回りのこと」を自力でできない状態にある場合

■ 介護という行為を、この「身の回りのこと」が自力でできない状態に置かれている人に対して、他者が直接的かつ具体的にその行為を代行したり、補ったりすることと仮定するならば、

・ 介護は古くから人間社会で行われていたと推察することができる。

1 古代から中世の介護

■ 古代国家

・聖徳太子(574-622)によって設けられたとされる「四箇院(施薬院、療病院、悲田院、敬田院)」において、幼老の区別なく生活困窮者や傷病者を救済した。

■ 奈良時代

・8世紀(757年)の「養老律令」では、60歳以上を老年期の開始時として、80~100才の年齢区分に合わせて介護者にあたる「侍丁(シテイ)」をあてることが記されている。原則的には家族介護で、子、孫、その他身内から、21歳~60歳までの働き盛りの男性とされていた。

・また、孤児(16才以下)、孤老(61才以上)、生活困窮者や傷病者を近親者や地域の相互扶助によって救済することを命じた内容が記されている

古代仏教における福田思想

- 悲田とは、病人や困窮者をあわれみ、恵みを施すことで福果を得ることであり、
- 敬田とは同じく病者や困窮者を敬うことで福果を得ることである。
- これと似た言葉に福田があり、これは田が稲を実らすように、福德を得させる人のことを指す。
- これは、仏や僧、父母を敬い、困窮者に施しを行うとき、多くの福德を生み、功德が得られることをいう。つまり、敬いや布施は福田において、人格の完成という幸福を実らすのであるから、「してやる」のではなく、「させていただく」という智性の具現化なのである。

古代仏教における四摂法

- 布施
 仏や僧、困窮者などに、衣服・食物・金銭などの施しをすること
- 愛語
 愛語は常に慈愛に満ちた言葉を持って語りかけること
- 利行
 常に相手の利益になることを行うこと
- 同事
 常に相手と同じ気持ちを持ち、同じ立場に立って働きかけること

2 近世の介護

「老親介護」と「老年期」の出現

- 近世における家族形態の変容
 - ・中世後期から近世にかけて、農業生産性が増大したことで、生活共同体としての大家族が変化し、それまで「家」に包括されていた親族や非血縁の使用人が独立して世帯を形成することが可能となり、17世紀半ばには、ひと組の夫婦を中心に、その親世代と子どもによって小家族が形成された。
 - ・この時代には老親を介護し、看取ることが一家の主人の責務とされ、妻は夫に導かれてこれを補助する立場に位置づけられていた。
- 江戸時代・・・「老年期」の出現
 - ・平均寿命の伸張により、「現役から引退して第二の人生を過ごす」という「老年期」が出現した。
 - ・これにより、自然の流れに逆らわずに人も自然も衰え枯れていくという「中世的な老人観」から積極的な生き方を理想とする「近世以降の老人観」が現れる。また、一部の裕福な階層には「楽隠居」が登場した。

3 明治期から戦中期の介護

■ 高齢者を「敬して遠ざける」近代日本の誕生

- ・近代天皇制国家の形成にあたり、修身の教科書では、老人は長年にわたって国家国民に尽くし、「家」の基礎を築いた功労者であるとして、「報恩」、「孝愛」、「孝養」に尽くすのは子孫の義務であり、敬愛して仕え、介護するべきであることが説かれた。
- ・一方、もはや老人は社会・経済活動における「長老」としての畏敬の対象ではなく、精神的・肉体的に衰えた存在として養護すべき対象として描かれるようになった。

→敬老精神を表向きは日本国民の美風とみなす一方で、近代産業化社会の新たな生活様式に適応できず、共同体の中で役割を喪失していく「社会的弱者」とする老人像がつくられ、老人を社会の表舞台から「敬して遠ざける」近代日本社会が生まれることになった。

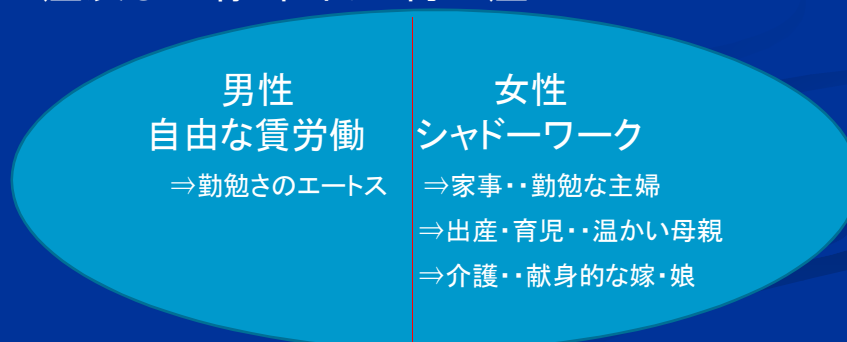
3 明治期から戦中期の介護

■ 「専業主婦」の誕生と介護規範の転換

- ・江戸時代には儒教思想のもとで、老親介護は家主である男性の責務とされたのに対し、明治期以降は、近代産業化社会の発展に伴い、都市部の新中間層に「専業主婦」が誕生した。これにより、老親介護は家事、育児と重ねて「主婦」の役割であるとする規範が形成された。(齊家報国・・・家を守ることで天皇陛下にご奉公する・・・戦時下の家事科・裁縫科教育)
- ・昭和初期までには、人口の8割が居住する郡部においても、修養講話や女子青年団の活動を通じた「育児と養老は婦人の天職」とする啓蒙活動が進められた。

近代社会における性的分業

- 2つの補完的な労働形態の結びつき
- 男性によるモノの生産と女性による人間の生産及び生存・世代の再生産



3 明治から戦中期の介護 公的扶助と施設介護の経過

- 明治政府
 - 1874(明治7)年:「恤救規則」の公布
 - 一定の救済方針を示したが、その内容は介護を公的な責任と位置づけるものではなく、基本はあくまでも村落共同体における血縁・地縁の相互扶助
 - 親族扶養や相互扶助がかなわない身寄りのない生活困窮者のみを救済対象とし、救護施設による混合収容が行われた。
 - 生活困窮者とは、浮浪者、孤児、孤老(高齢者)、長期療養者、障害者
 - ・ 小野慈善院、東京府養育院、大勸進養育院等
 - 注)これらの施設の多くは、個人または寺院によって経営される小規模施設で組織的な活動には至らなかった。

3 明治から戦中期の介護

■ 明治の中頃 混合収容から対象別施設へ

- ・ 児童、障害、保育、司法保護、医療などの分類収容が進む。
- ・ 1895(明治28)年に聖ヒルダ養老院として高齢者のみを収容保護する施設が創設され、その後全国に養老院が広がっていった。

■ 「救護法」1929(昭和4)年

- ・ 対象者の居住地の市町村を救護の実施機関とし、自治体に救護義務をもたらすものであった。
- ・ 居宅救護を原則としながらも、救護施設等での収容救護が認められ、養老院も救護施設として位置づけられた。

注)昭和15年の段階で、養老院の数は131施設、約4千5百人程度の規模であった。

救護法は資本主義経済の近代国家を社会主義から防衛するための福祉政策としての性格が強く、養老院の経営にとっては、公的な資金が導入されたとはいえ、その金額は運営に必要な額としては常に不足しており、これが契機となって、県や市の補助金を取りやめになったり、寄付が集まらなくなるなど、返って経営が立ちゆかなくなることがあった。

3 明治から戦中期の介護

■ 「介護」がはじめて使われる

軍人恩給において定めた1892(明治25)年の「陸軍軍人傷痕傷病恩給等差例」第1条「不虞モシクハ廢疾トナリ常ニ介護ヲ要スルモノ……」と記されている。

障害の程度を区分する用語として使用された。

これ以後恩給等関する法令の中で「介護」という用語がしばしば使用されるようになった。

宗教の世俗化と社会福祉形成の過程

	供給主体	方法	原理	目的
	家族	血縁	家族愛	家族の存続
	地域	地縁	相互扶助	地域共同体の存続
	宗教的共同体	志縁 会則	慈(愛)・善	霊的自己完成と 共同体の実現
	国家	制度	価値・ニード	専門職化と国 家・社会の存続
	市場 多元化 協同化	契約 包摂	サービス 友愛・連帯	市場化 共生社会の実現

慈善事業

博愛事業

社会事業

福祉国家

調整国家

公共福祉

世俗化による拡大

19世紀末の救護施設における混合処遇と近年着目される共生ケアの違い

